

茨城県 「仕事と家庭両立支援計画」 策定支援事業

～みんなで考えてみましょう 仕事と家庭の両立～



各企業において、労使双方が出産や育児をはじめとする「仕事と家庭の両立」に理解を深め、協力し合える職場環境づくりが求められており、茨城県では「仕事と家庭の両立支援計画」の策定を促進しています。

当該計画を策定することにより、中小企業においてもより良い人材の確保や経験豊富な労働力の定着を図ることが望めます。また、茨城県では策定された計画をホームページ等で公表し、取り組みに積極的な中小企業のPRに努めています。

茨城県中小企業団体中央会では、茨城県から委託され、中小企業に対し当該計画の策定について広く周知し、策定にあたっての支援を行い、計画書の受理に係る業務を行っております。茨城県内の中小企業のご理解とご協力をお願いいたします。

国の取り組み

平成17年度から次世代育成支援対策推進法によって、仕事と子育ての両立を図りやすい雇用環境の整備等を行うため、企業に「一般事業主行動計画」の策定・届出を義務付けしています。(労働者300人以下の企業は努力義務)

「仕事と家庭両立支援計画」策定・実行の流れ

① 取組み内容の選定

出産や育児をする労働者を、積極的にどう支援していくかを計画して下さい。

育児支援の現状を改善する内容にして下さい。

② 計画の届出

策定した計画は、様式第1号により茨城県中小企業団体中央会まで届け出て下さい。

届出の有効期間は2年間です。 (記入例参照)

③ 実施状況の報告

計画策定から2年間経過した企業は、計画の実施状況を様式第2号により茨城県中小企業団体中央会まで報告して下さい。 (記入例参照)

④ 計画の更新

2年間経過後は、策定した計画を更新できます。

さらなる「仕事と家庭の両立支援」へ取り組むことを期待しています。

届出計画のPR

届出のあった計画については、その概要を発表し、皆様の取組みについてPRに努めます。



茨城県、商工労働部労働政策課ホームページでPR
・茨城県ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/>)
→ 左下総合案内の各課ホームページへ

<届出計画>の記入例(様式第1号)

様式第1号

平成 〇 年 〇 月 〇 日

茨城県商工労働部労働政策課 謝中
(茨城県中小企業団体中央会 経由)

所 在 地 茨城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

企業(事業所)名 有限会社 茨城中小商事

代 表 者 名 代表取締役 茨城太郎 〇

「仕事と家庭両立支援計画」届出書

当社(事業所)は、従業員の仕事と家庭の両立を支援するため、次の取り組みを行うことを宣言します。

担 当 者 名	(氏名) 茨城花子 (所属) 総務課 (TEL) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (FAX) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (E-MAIL) 〇〇@〇〇〇〇.〇〇〇
業 種	〇〇業
従 業 員 数	(〇〇) 人 うち、男性(〇〇) 人、女性(〇〇) 人
取 り 組 み 内 容	〇子どもが病気の際には、必要な日数の看護休暇を認めます。 〇子どものいる従業員には、本人の希望する期間、勤務時間の短縮を認めます。 〇子どものいる従業員には、子どもの授業参観等のための休暇を認めます。 〇育児休業を取りやすい環境づくりを促進するため、育児休業の対象となる従業員だけでなく、社内全体へ制度の周知を図ります。 〇近隣の企業と合同で、企業内託児所を整備します。 〇「ノー残業デー」や「ノー残業週間」を導入し、従業員全員が働き方の見直しができるよう、職場環境の見直しを行います。 ※計画の内容は、いくつでもかまいません。 現状を改善する内容として下さい。

■就業規則添付 () 有・ () 無

■企業(事業所)概要書添付 () 有・ () 無

■県HP掲載希望 () 希望有・ () 希望無



＜策定計画および実績報告＞の記入例(様式第2号)

様式第2号

平成 ○年 ○月 ○日

茨城県商工労働部労働政策課 御中
(茨城県中小企業団体中央会 経由)

所 在 地 茨城県○○市○○町○○丁目○番○号

企業(事業所)名 有限会社 茨城中小商事

代 表 者 名 代表取締役 茨城太郎 〇

「仕事と家庭両立支援計画」実施報告書

当社(事業所)は、従業員の仕事と家庭の両立を支援するため、次の取り組みを行いましたので報告します。

計 画	実 績
1. 子どもが病気の際は、必要な日数の看護休暇を認めます。	1. 小学生以下の子どもを持つ従業員6人全員が年間平均8日間の子どもの看護休暇を取得した。
2. 子どものいる従業員には、本人の希望する期間、勤務時間の短縮を認めます。	2. 小学生の子どもを持つ従業員4人中2人が短時間勤務を行っている。
3. 子どもの授業参観のための休暇を認めます。	3. 男性従業員の5割が、子どもの授業参観のための休暇を取得した。
4. 育児休業を取りやすい環境づくりを促進するため、育児休業の対象となる従業員だけでなく、社内全体へ制度の周知を図ります。	4. 育児・介護休業法および、仕事と家庭両立支援計画を盛り込んだ就業規則を、社内に掲示し、普及啓発に取り組んだ。
	*計画要定時に届け出た内容について、実績を報告して下さい。 *制度の利用者についても、具体的に記載して下さい。

■届出番号 ()



茨城県中小企業団体中央会

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35

茨城県産業会館8階

TEL 029(224)8030 FAX 029(224)6446

<http://www.ibarakior.jp/>

e-mail: info@ibarakiken.or.jp